

議案第 60 号

令和 7 年度十日町市松之山温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度十日町市の松之山温泉配湯事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 45,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 5 月 28 日提出 十日町市長 関口芳史

令和 7 年 5 月 日議決 十日町市議会議長 村山達也

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6	市債	0	45,000	45,000
	1 市債	0	45,000	45,000
	歳入合計	19,000	45,000	64,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	建設事業費	0	45,000	45,000
	1 建設事業費	0	45,000	45,000
	歳 出 合 計	19,000	45,000	64,000

第 2 表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設事業債	45,000	普通貸借 又は 証券発行 (登録債)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市の財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借換えることができる。
計	45,000			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 市債	0	45,000	45,000
歳入合計	19,000	45,000	64,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 建設事業費	千円 0	千円 45,000	千円 45,000
歳 出 合 計	19,000	45,000	64,000

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
	45,000		
	45,000		

2 歳 入

6 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 観光施設事業債	千円 0	千円 45,000	千円 45,000
計	0	45,000	45,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 観光施設事業 債	千円 45,000	温泉施設整備事業	千円 45,000

3 歳 出

5 款 建設事業費

1 項 建設事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 建設事業費	千円	千円 45,000	千円 45,000	千円	千円 45,000 市債 45,000	千円	千円
計		45,000	45,000		45,000		

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
12 委託料	500	005 温泉施設整備事業……………	45,000
		05 温泉施設整備事業 [松之山支所地域振興課] ……	45,000
14 工事請負費	44,500	12 設計監理等委託料	500
		14 温泉送湯施設整備工事	44,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額 ①	当該年度中増減見込額			当該年度末 現在高見込額 ①+②+③-④
			当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還 見込額④	
			当該年度 事業充当分②	繰越事業 充当分③		
1 観 光 施 設 事 業 債	57,255	44,002	45,000	0	13,278	75,724
合 計	57,255	44,002	45,000	0	13,278	75,724

